

いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税増税時のポイント還元制度について

消費税増税時のポイント還元制度とは





消費者が**中小事業者の店舗**での買い物やサービス利用時に、クレジットカードなど**現金以外(キャッシュレス)**で払うと国の支援で原則5%分のポイントが付与される仕組み。

消費税率が10%に上がる10月から来年6月まで9カ月間実施。中小でも大手コンビニエンスストアや外食チェーン系列店の還元率は2%となる。

消費税増税時のキャッシュレス決済に伴うポイント還元制度で、税率が引き上げられる10月1日から制度に参加できる中小事業者の店舗数が50万店弱となる見通しであることが分かった。制度開始時から参加するための締め切り期限だった今年9月6日までに約59万店の申請があったが、書類の不備などで、実際に審査を通過する店舗は減少する。全国の約200万店が参加可能とされ、登録店舗はその4分の1程度になるが、経済産業省は引き続き登録申請を受け付ける。

ポイント還元制度に参加する店舗が限定されれば、消費者の利便性を損なう恐れがある。このため、経済産業省は制度開始に間に合わなかった店舗に対しても、引き続き申請を呼びかける。(産経金融新聞より)

軽減税率(8%)対象の飲食料品を キャッシュレス決済で買う場合、 店によって実質的な税率は5つに

		消費税率	-	 ポイント 還元率	=	実質的 な税率
	中小店舗	持ち帰り	8%	5%		約3%
		店内飲食	10%			約5%
	コンビニ	持ち帰り	8%	2%		約6%
		店内飲食	10%			約8%
	大企業の スーパー など	持ち帰り	8%	なし		8%
		店内飲食	10%			10%

安倍政権は前回、2014年4月に5%から8%に消費税を引き上げた際、景気が悪化したことがトラウマになっています。その轍を踏まないようにと、今回持ち出したのが中小店舗でキャッシュレス、つまり現金を用いない支払いをすれば、金額5%相当分のポイントが戻ってくる、**3000億円国が補助**というもの。

要点は**キャッシュレスの支払い**であることと、支払い先が**中小事業者である**ことの2点だけ。